

個別注記表

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

日本海発電株式会社

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法（金利スワップに係る特例処理を適用したものを除く。）によっている。

貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっている。

無形固定資産 …………… 定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

役員退任慰労引当金 …………… 役員退任慰労金の支出に備えて、規程に基づく当期末支給額を計上している。

P C B 廃棄物処理費用引当金 …… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の処理費用見積額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法 …………… 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用している。

b ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ・ヘッジ手段 金利スワップ
・ヘッジ対象 借入金の利息

c ヘッジ方針 …………… 社内規程等にそって、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行なっている。

d ヘッジ有効性評価の方法 …… 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の判定を省略している。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

連結納税制度

当期より連結納税制度を適用している。

2 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示している。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	706,316千円
構築物	9,716,942千円
機械装置	8,770,508千円
器具及び備品	5,057千円

合計	19,198,826千円
----	--------------

(2) 固定資産の補助金受入れによる圧縮記帳額

建物	181,358千円
構築物	3,400,330千円
機械装置	2,933,087千円
器具及び備品	230千円
土地	24,624千円
地上権	1,655千円
水利権	3,201千円
電気供給施設利用権	11,518千円

合計	6,556,006千円
----	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	246,052千円
短期金銭債務	87,577千円

4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高（収益）	2,161,517千円
（費用）	188,750千円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	957千円
----------------------	-------

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の数	普通株式 82,000株
--------------------	--------------

(2) 当期に行った剰余金の配当に関する事項

2018年6月28日 定時株主総会決議

配当金の総額	264,286千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	3,223円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年7月31日

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月開催予定の定時株主総会において決議予定

配当金の総額	131,774千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	1,607円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年7月31日

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

減価償却費損金算入限度超過額	13,993千円
未払事業税	3,358千円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	3,192千円
P C B 廃棄物処理費用引当金	2,555千円
その他	970千円

合計	24,070千円
----	----------

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達している。

営業債権である売掛金は、取引先毎に期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期及び短期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を行い、支払利息の固定化を図っている。なお、デリバティブは社内規程等に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
① 現金及び預金	25,463	25,463	—
② 売掛金	246,052	246,052	—
③ 買掛金	(34,223)	(34,223)	(—)
④ 短期借入金	(890,000)	(890,000)	(—)
⑤ 長期借入金	(317,500)	(333,914)	(16,414)
⑥ デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示している。

(*)長期借入金は、「1年内返済予定の長期借入金」を含めている。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

買掛金、並びに 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率を割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記 参照)

8 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との重要な取引は次のとおりである。

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	北陸電力株式会社	被所有 直接100%	電気の卸供給 役員の兼任	電気の卸供給 (注1)	2,161,517	売掛金	246,052

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 受給料金については総括原価又は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により定められた価格に基づき決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

9 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額 126,936円26銭

(2) 一株当たり当期純利益金額 3,214円93銭

10 その他の注記

資産除去債務の計上について

当社は三国風力発電設備において、借地契約を締結しており、それに伴う原状回復義務にかかる債務を有しているが、借地契約の更新については、貸手である北陸電力株式会社と協議することとなるため原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難である。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。